

# 令和6年秋の紙の組合員証・被扶養者証の廃止について

令和3年10月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。（事前にマイナポータルでの保険証利用登録が必要です。）

また国において、令和6年秋には健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をすることとしています。

公立学校共済組合東京支部では、今後国からの通知により、具体的なスケジュールや必要となる手続について明らかになりましたら、かがやき等によりお知らせする予定です。

引き続き組合員・被扶養者の皆さまが安心して医療機関等を受診できるよう、公立学校共済組合本部とも連携をとりながら、対応を進めてまいります。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826



マイナンバーカードの申請方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

 [トップページ](#) ➔ [マイナンバーカードコーナー](#)

